

【別添2】

【神奈川県労働局】

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和4年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回、公表した数値は令和4年10月末時点の届出状況を集計したものである。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

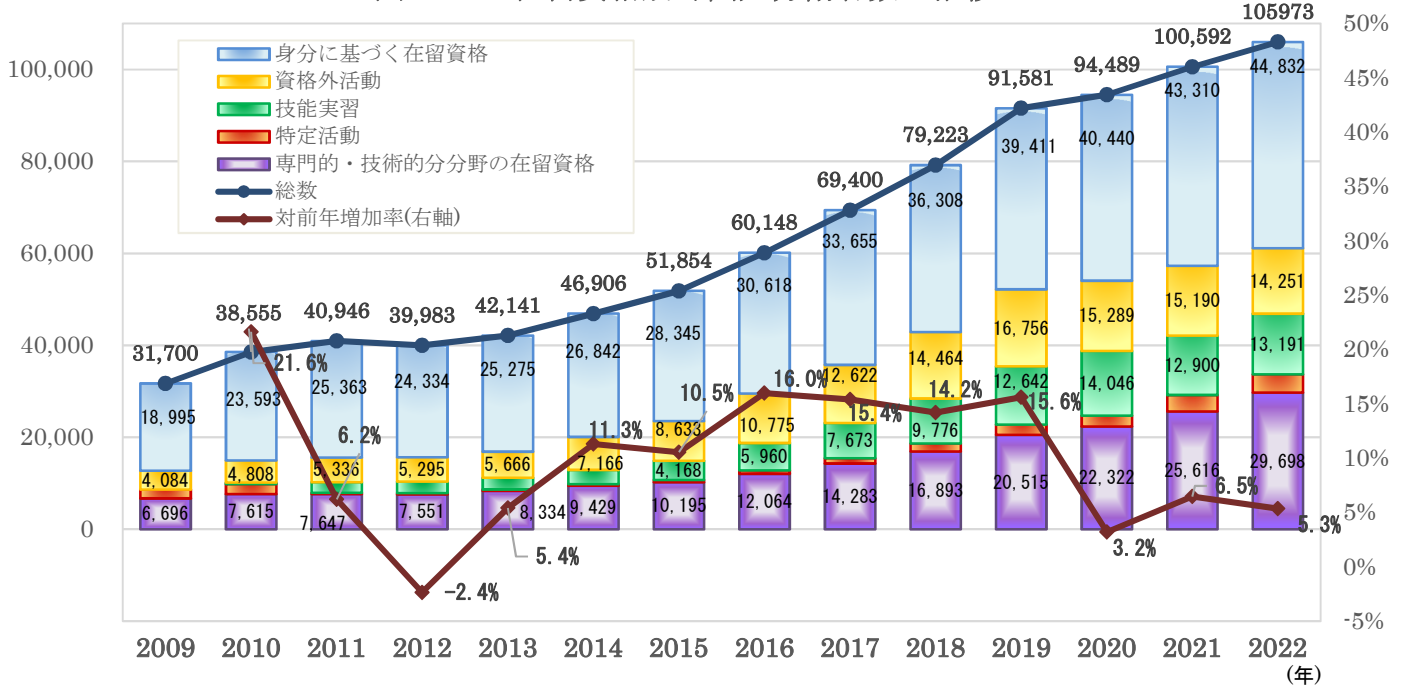
(1) 令和4年10月末現在、外国人を雇用する事業所数は19,503か所、外国人労働者数は105,973人であり、令和3年10月末現在の18,476か所、100,592人に比べ、1,027か所、5,381人の増加となった。

外国人を雇用する事業所数及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以降、最高の数値を更新した。対前年増加率は、事業所数で5.6%と前年9.2%から3.6ポイントの減少、外国人労働者数で5.3%と前年6.5%から1.2ポイントの減少となった。

産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く、全体の24.5%を占める。対前年比増加率をみると、「医療、福祉」(23.5%)、「建設業」(6.9%)などにおいて大きくなっている。

(ア)

図 1-1 在留資格別外国人労働者数の推移



出典：神奈川県労働局「外国人雇用状況の届出状況」（各月 10 月末現在）

注 1：「専門的・技術的分分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

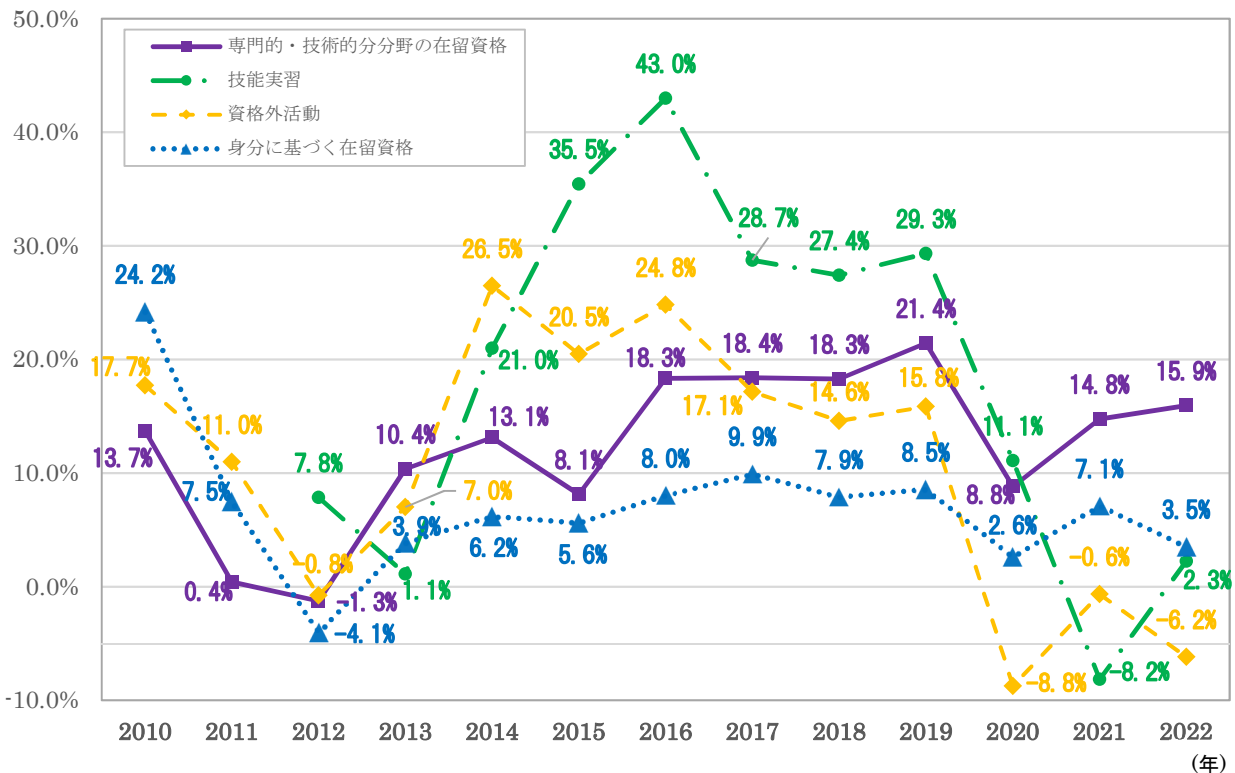
注 2：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注 3：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

注 4：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週 28 時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

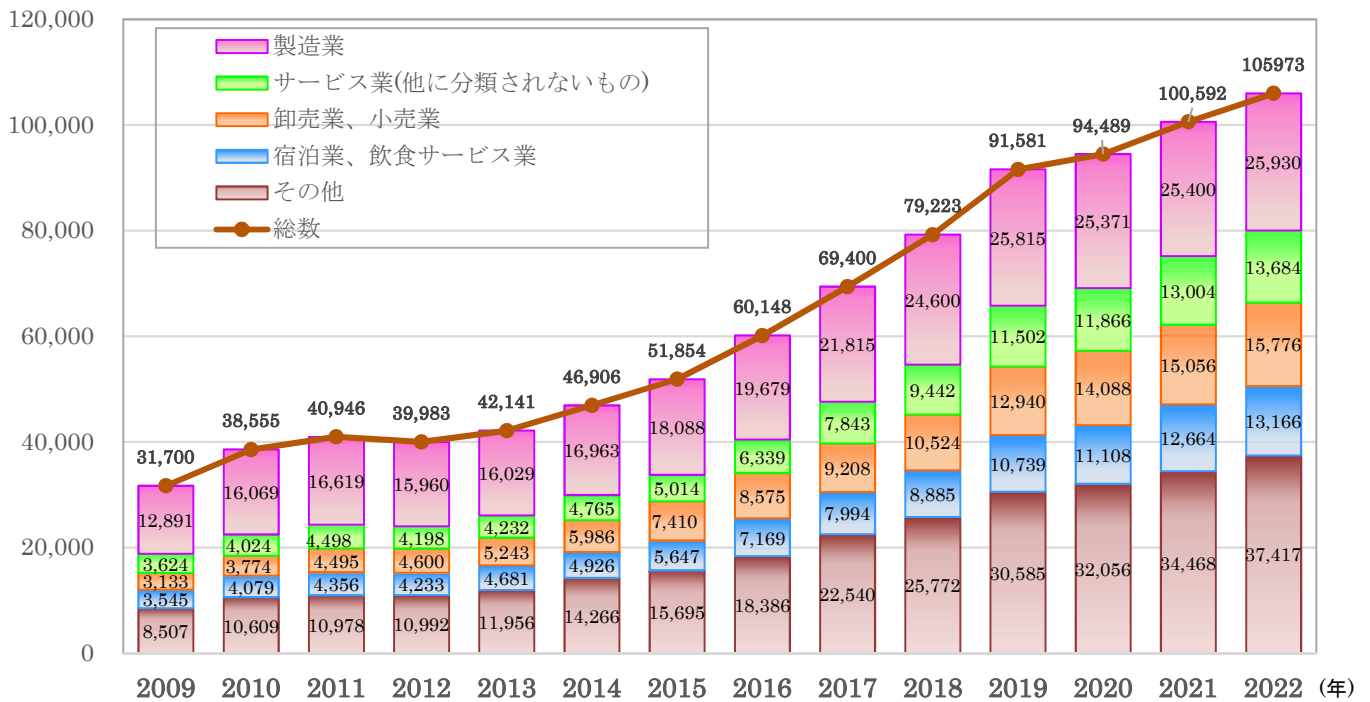
(対前年増加率)

図 1-2 主な在留資格の外国人労働者数対前年増加率の推移



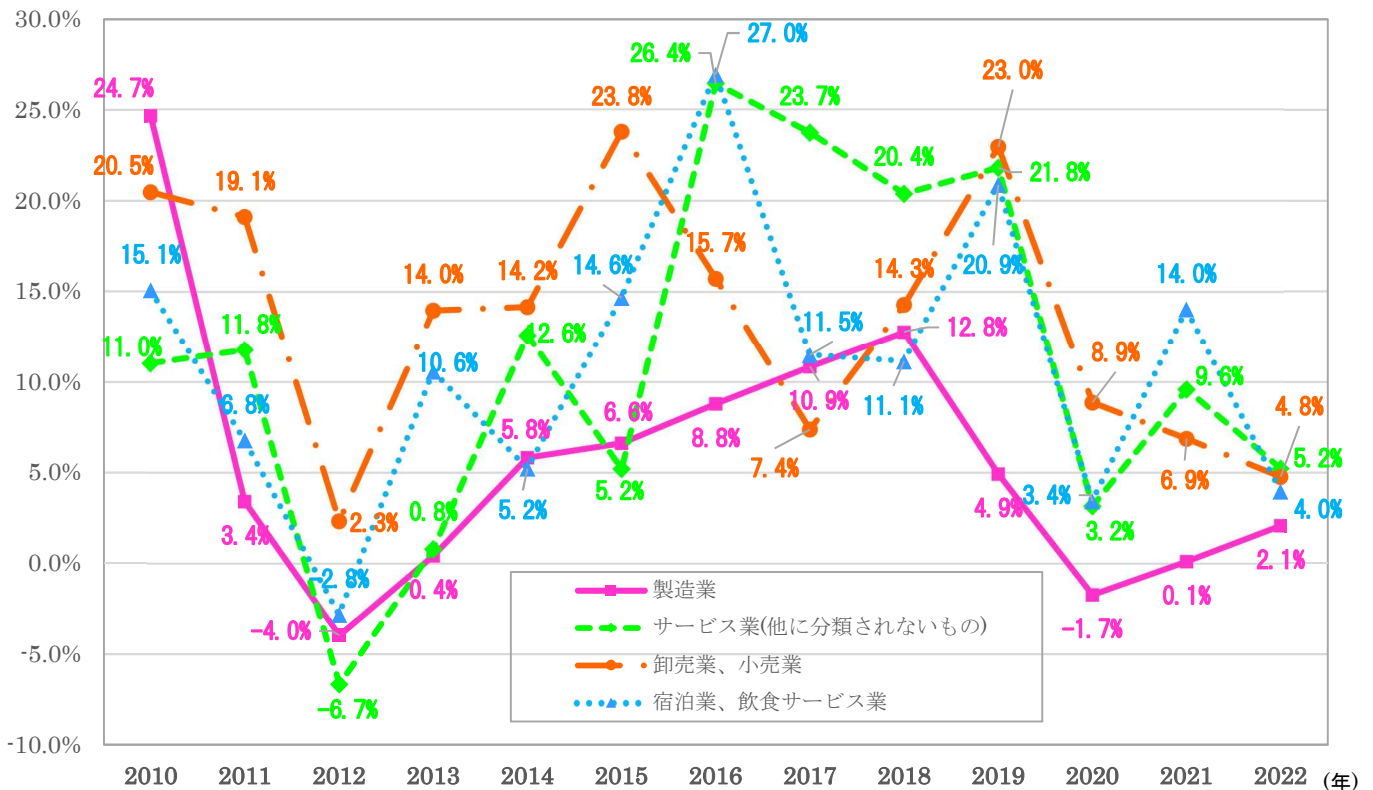
(人)

図 2-1 産業別外国人労働者数の推移



(対前年増加率)

図 2-2 主な産業の外国人労働者数対前年増加率の推移



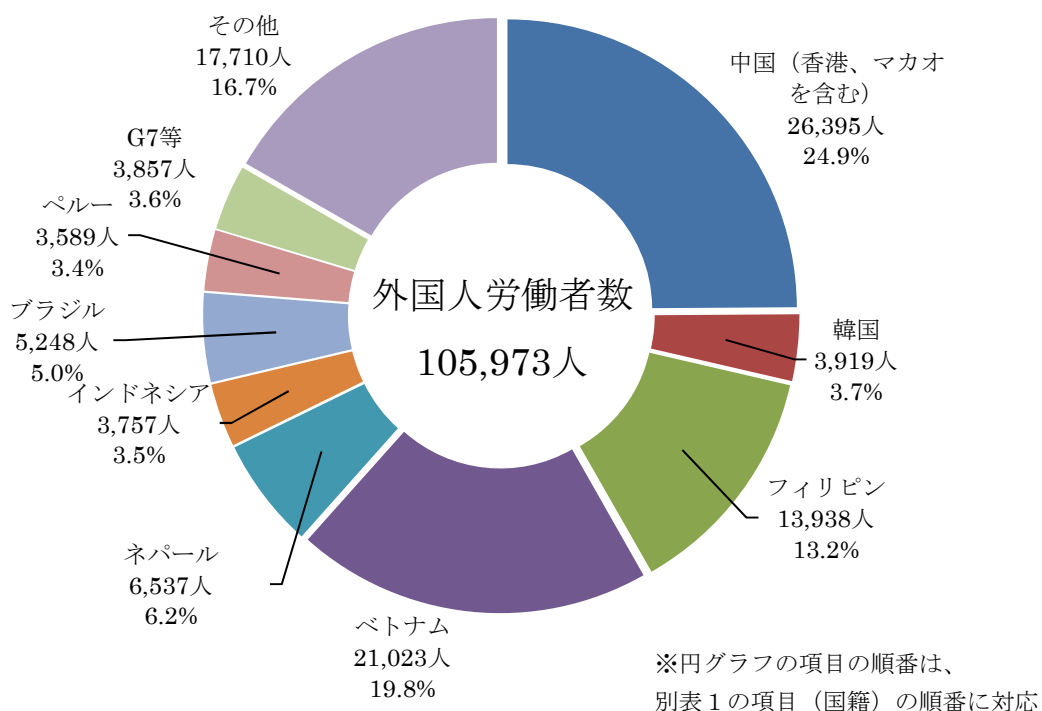
(2) また、このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は 1,508 か所、当該事業所で就労する外国人労働者数は 18,647 人であり、それぞれ事業所全体の 7.7%、外国人労働者数全体の 17.6%を占めている。前年比では、26 か所 (1.8%) 828 人 (4.6%) の増加となっている。【別表 2、参考—1】

2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国が最も多く 26,395 人であり、外国人労働者数全体の 24.9%を占める。次いで、ベトナムが 21,023 人 (同 19.8%)、フィリピン 13,938 人 (同 13.2%) の順となっている。

【図 3、別表 1、参考—4】

図 3 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が最も多く 44,832 人で、外国人労働者数全体の 42.3%を占める。次いで、「専門的・技術的分野の在留資格²」が 29,698 人 (同 28.0%)、「資格外活動」(留学を含む) が 14,251 人 (同 13.4%)、「技能実習」が 13,191 人 (同 12.4%) の順となっている。

¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

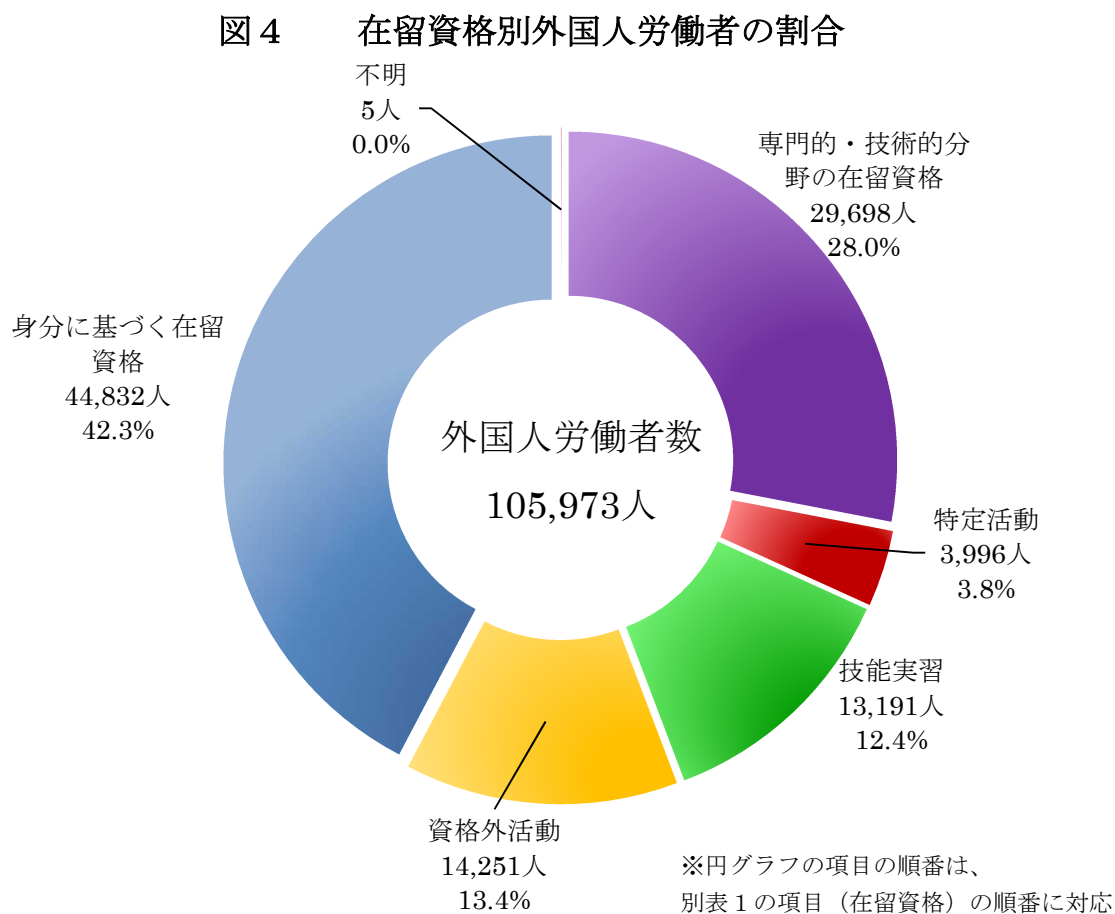
² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

前年比では「専門的・技術的分野の在留資格」が 4,082 人（15.9%）増加し、「特定活動」は 425 人（11.9%）の増加となっている。

一方「資格外活動」のうち「留学」は前年比で 913 人（9.1%）減少している。

【図 4、別表 1、参考－ 5】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成 31 年 4 月に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は 3,048 人³となっている。【別表 9】



(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国では「身分に基づく在留資格」が 40.6%、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 38.7%を占めている。

ベトナムでは「技能実習」が 34.5%、「専門的・技術的分野の在留資格」が 27.4%となっている。

³ 在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないことに留意が必要。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」が 78.5%を占めており、その内訳をみると「永住者」がフィリピン全体の 49.6%となっている。

ネパールでは「資格外活動（留学）」が 61.7%を占めており、インドネシアでは「技能実習」 57.5%を占めている。

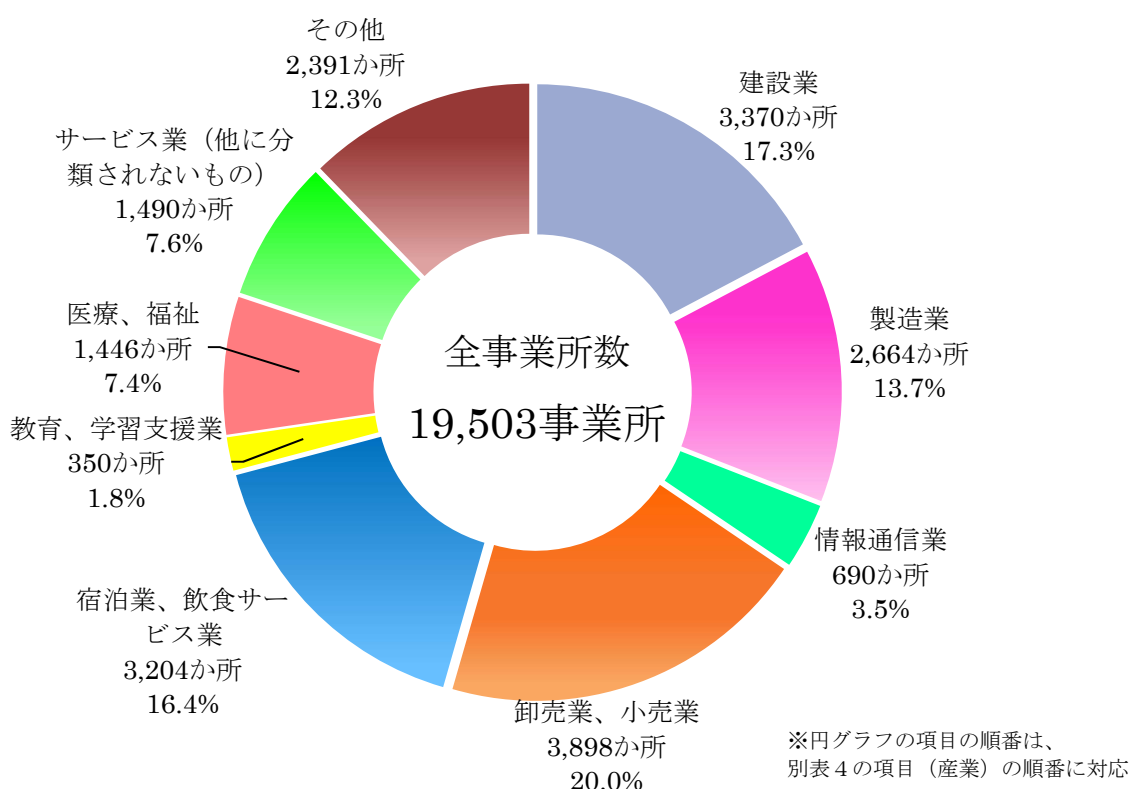
ブラジルは及びペルーは「身分に基づく在留資格」の割合がそれぞれ 98.5%、99.3%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合が最も高く、ブラジル全体の 57.5%、ペルー全体の 74.8%となっている。

G7等⁴では「専門的・技術的分野の在留資格」が 52.7%を占めており、韓国では「身分に基づく在留資格」が 51.7%を占めている。【別表 1】

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別の割合をみると、「卸売業、小売業」が 20.0%、「建設業」が 17.3%、「宿泊業、飲食サービス業」が 16.4%、「製造業」が 13.7%の順となっている。また、産業別の対前年増加率をみると、「医療、福祉」（11.1%）、「宿泊業、飲食サービス業」（7.3%）、「建設業」（5.9%）の順となっている。【図 5、別表 4、参考－ 2】

図 5 産業別外国人雇用事業所の割合

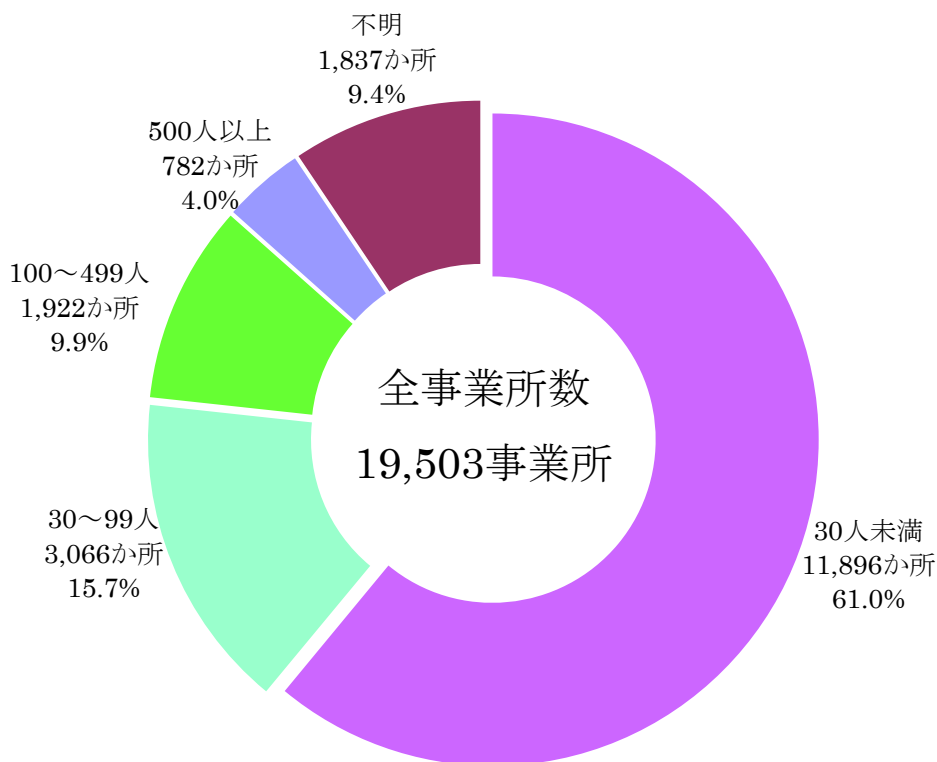


⁴ G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

(2) 事業所規模別の割合をみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の61.0%を占めている。

事業所数はいずれの規模においても増加しており、「30人未満」規模の事業所が前年比で6.0%増と、最も高い増加率となっている。【図6、別表8、参考-3】

図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



※円グラフの項目の順番は、別表8の項目（事業所規模）の順番に対応

4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別の割合をみると、「製造業」が24.5%を占め、次いで「卸売業、小売業」が14.9%、「サービス業（他に分類されないもの）」が12.9%となっている。【図7-1、別表4、5】

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の状況を産業別にみると、「製造業」では同産業の外国人労働者数全体の17.3%にあたる4,473人、労働者派遣業を含む「サービス業（ほかに分類されないもの）」では、同55.1%にあたる7,536人となっている。【図7-2、別表4】

図 7-1 産業別外国人労働者数の割合

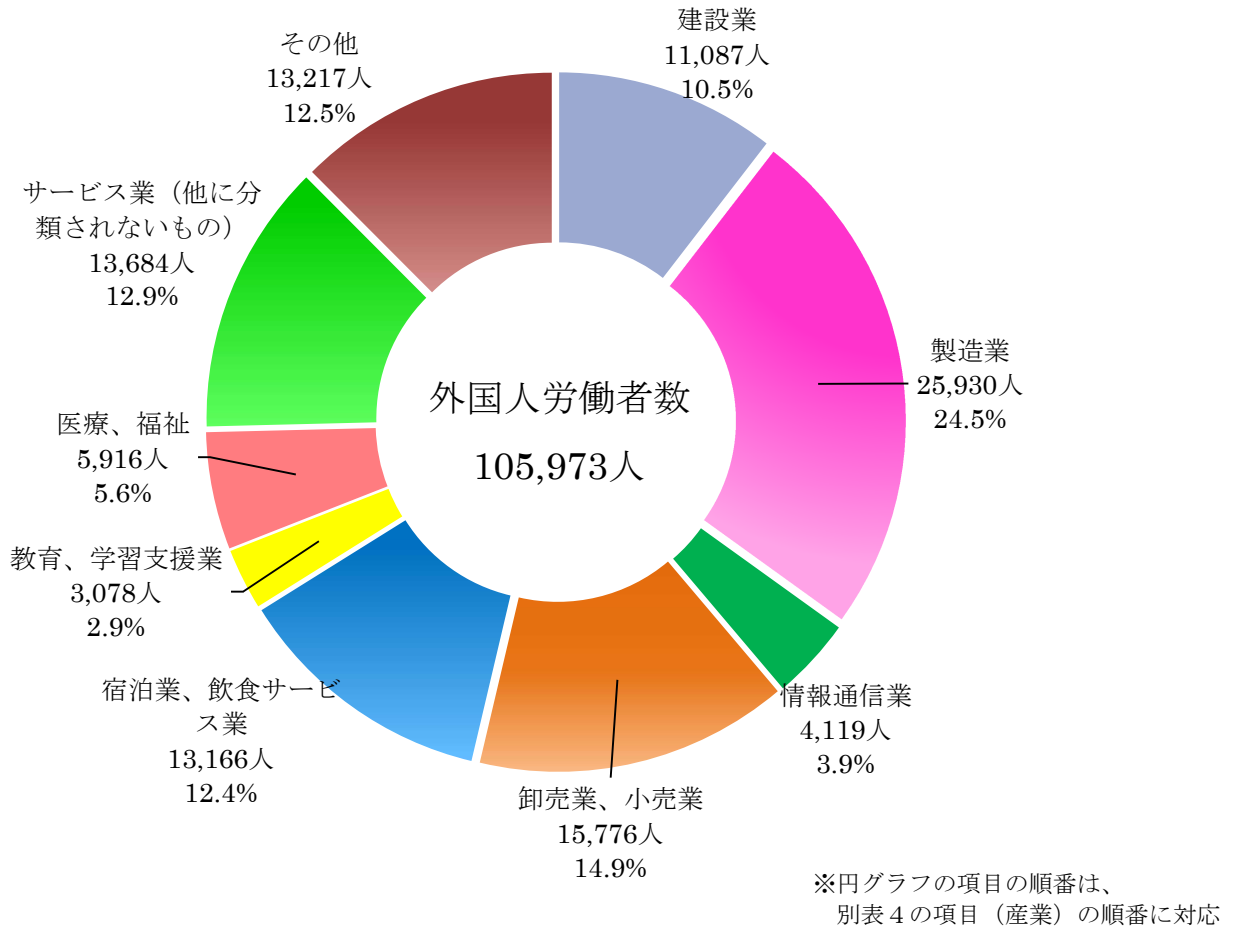
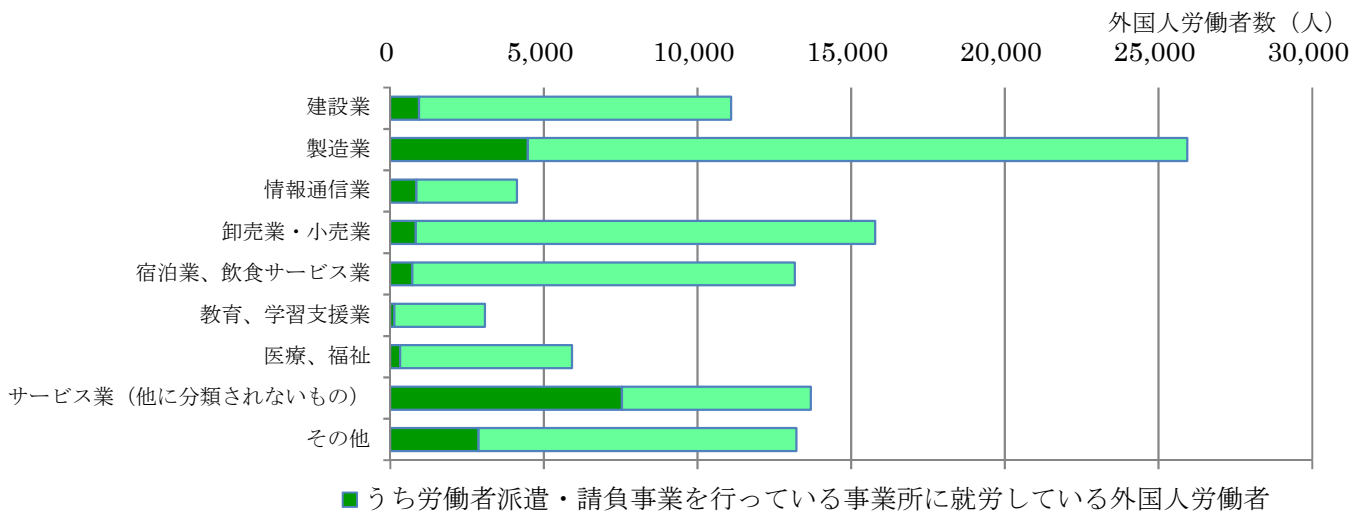
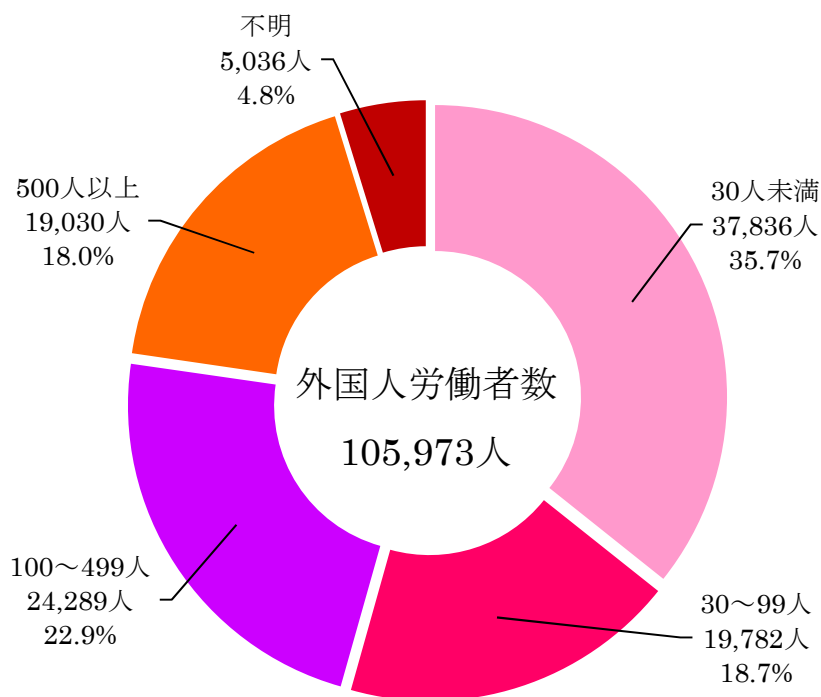


図 7-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況



- (2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」 22.0%、「卸売業・小売業」14.3%、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」がそれぞれ 13.3%、11.6%となっている。また、「技能実習」では、「建設業」が 43.4%、「製造業」が 31.5%を占めている。「身分に基づく在留資格」では、「製造業」が 29.7%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 15.5%となっている。【別表 6】
- 国籍別・産業別にみると、ブラジル、ペルー、フィリピン、ベトナムでは、「製造業」が最も高い割合を示し、それぞれ 39.5%、37.9%、30.5%、28.0%となっている。ネパール、中国では、「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ 25.0%、22.1%、韓国では「卸売業、小売業」が 18.8%、インドネシアでは「建設業」が 31.6%、G7 等では、「教育、学習支援業」が 33.8%と最も高い割合を示している。
- 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高く、それぞれ 33.0%、29.3%となっている。【別表 7】
- (3) 事業所規模別にみると、「30 人未満事業所」で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の 35.7%を占めている。【図 8、別表 8】

図 8 事業所規模別外国人労働者数の割合



※円グラフの項目の順番は、別表 8 の項目（事業所規模）の順番に対応